

収入保険

加入申請のお知らせ

収入保険は、農業収入の減少を補てんする国の保険制度です。現在、令和2年度の加入申請時期となっており、NOSAI各支所にて、加入申請などの相談窓口を常時開設しております。

補償内容や保険料等の試算、そのほかご質問やご相談についても個別に対応させていただきますのでご加入をご検討されている方は、お気軽にご来場ください。

※加入申請時に必要なもの

○令和2年の営農計画(品目や作付面積を聞き取り致します)

○所得税の確定申告書B第一表

○所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書

持参いただければ、補償額や保険料等の詳細な試算ができます。

保険料の納入期限を延長できます。

「収入保険」では、災害救助法適用地域に住所がある方の保険料納付期限を3ヶ月間延長します。

福島県は、台風19号の甚大な被害により災害救助法の適用を受けました。(北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く福島県全域)延長の申請手続きも各支所で受け付けます。

収入保険のポイント

- 青色申告を1年以上行っている農業経営者が対象です。
- すべての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します。



どのくらいの補てんになるの？

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てんされます^(※)

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の販売収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。



掛金はいくらくらいなの？

基準収入1,000万円の場合、初年は、

・掛捨ての「保険方式」のみの場合、**10万円**です^(※)

(掛捨ての保険料7.8万円(保険料率1.08%)、付加保険料(事務費)2.2万円)

・「積立方式」を組み合わせた場合、**32.5万円**です^(※)

(掛捨ての保険料7.8万円、掛捨てではない積立金22.5万円、付加保険料2.2万円)

(※)保険方式は80%、積立方式は10%で加入した場合です。

保険料と付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がるのが基本です。

(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。



～さらに～

- 保険期間中の大きな災害発生時には、無利子のつなぎ融資で対応します。
- 令和2年度から、受け取る保険金に限度を設定することで、保険料が安くなる仕組みが追加されました。

保険料の試算はこちらから！→

